

## 農振除外の標準的スケジュール

	事 務 手 続	3月受付	7月受付	11月受付
市	除外申出書提出	3月20日	7月20日	11月20日
	農業委員会・JAに意見照会 回答期限：月末 関係各課に合議 回答期限：月末	4月5日まで	8月5日まで	12月5日まで
	農振地域整備促進協議会開催通知発送 農振地域整備促進協議会開催	5月上旬 5月末	9月上旬 9月末	1月上旬 1月末
県	県への事前協議書提出期限 現地調査（県担当者・市担当者）	6月5日 6月下旬～ 7月上旬	10月5日 10月下旬～ 11月上旬	2月5日 2月下旬～ 3月上旬
	農振制度調整会議地方部会  (部長協議)	7月上旬  (7月中旬～ 下旬)	11月上旬  (11月中旬～ 下旬)	3月上旬  (3月中旬～ 下旬)
市	事前協議回答期限 適回答であれば農地転用許可申請可	7月20日 8月5日✕	11月20日 12月5日✕	3月20日 4月5日✕
	申請人に回答報告通知 法第11条による公告縦覧及び 異議申出期間	7月末～ 9月中旬 (8月中旬～ 10月上旬)	11月末～ 1月中旬 (12月中旬～ 2月上旬)	3月末～ 5月中旬 (4月中旬～ 6月上旬)
県	法第8条による協議	9月下旬 (10月中旬)	1月下旬 (2月中旬)	5月下旬 (6月中旬)
	法第8条による同意	10月上旬 (10月下旬)	2月上旬 (2月下旬)	6月上旬 (6月下旬)
市	法第12条による公告 〔農振除外完了〕 申請人に農振除外完了の通知	10月中旬 (11月上旬)	2月中旬 (3月上旬)	6月中旬 (7月上旬)

( )内は、部長協議を要する場合(1ha以上)のスケジュール